

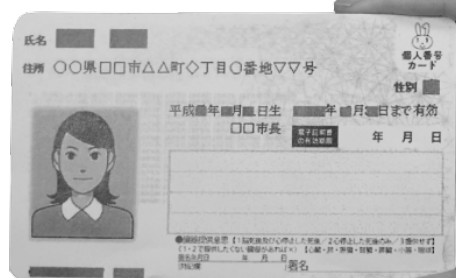
マイナンバーカードが 3月^(予定)から健康保険証として 使えるようになります



令和3年3月（予定）から一部の医療機関や薬局の窓口において、従来の健康保険証とは別に、事前に「初回登録」を行うとマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります（利用できる医療機関・薬局は、順次拡大される予定です）。

なお、健康保険証でもこれまでどおり受診可能です（保険証が使えなくなることはありません）。

マイナンバーカードで
スムーズに受診



転職・引越をしても
ずっと使える

保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診できます。



薬や医療費の情報を
まとめて確認

マイナポータル（ホームページ）で確認できます。※令和3年10月開始予定。



医療費控除を
簡単に申告

マイナポータルで自動入力が可能になります。※令和3年分から開始。



書類持参不要で
受診に便利

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度の限度額までの支払いで済みます。

利用には申込みが必要です。ホームページまたは役場で受付中。



スマホ・パソコンで申込み

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマホ（またはパソコンとICカードリーダー）で、マイナポータルにアクセスして申し込んでください。



役場でも申込みを受け付けます

スマホやパソコンがない場合などは、役場住民生活課・由岐支所でも申込みができます。マイナンバーカードと4桁の暗証番号を持参してください。
▶場所：役場住民生活課・役場由岐支所